

一般財団法人岩手県学校安全互助会事業方法書

(共済事業を行う区域)

第1条 共済事業を行う区域は、主に岩手県内とする。

(共済契約者、被共済者及び共済金受取人)

第2条 共済契約者は、岩手県内にある学校等（学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。））及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所）並びに認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条に規定する認定こども園））の長とする。

2 被共済者は、学校等に在籍する幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）であって独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）の災害共済給付に加入している者とする。

3 共済金受取人は、次に掲げる者とする。

(1) 被共済者の保護者（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条及びPTA・青少年教育団体共済法施行規則第1条に定める保護者、又は共済契約締結時に被共済者の保護者であった者をいう。）（ただし、被共済者が成人である場合（成人となった場合を含む。）は被共済者とすることができる。）

(2) 前号のうち、受け取る共済金が死亡共済金又は供花料の場合は、被共済者の相続人

(共済事業の種類)

第3条 一般財団法人岩手県学校安全互助会（以下「互助会」という。）が行う共済事業は、被共済者の死亡、後遺障害、入院及び通院に対して共済約款に従い補償をするもので、共済金の区分、補償の内容及び共済金額は以下のとおりとする。

共済金の区分	補償の内容	共済金額	
1 死亡共済金	学校等の管理下において被った傷害により、死亡したとき ただし、スポーツ振興センターが死亡見舞金の給付決定を行った場合に限る。	200 万円	
2 障害共済金	学校等の管理下において被った傷害により、後遺障害となったとき ただし、スポーツ振興センターが障害見舞金の給付決定を行った場合に限る。 また、障害の等級は右のとおり1級から14級とし、等級の決定はスポーツ振興センターが独立行政法人日本スポー	1 級	262 万円
		2 級	234 万円
		3 級	204 万円
		4 級	144 万円
		5 級	122 万円
		6 級	106 万円

	ツ振興センターに関する省令(平成15年文部科学省令第51号。以下「センター省令」という。)別表に基づいて行う決定を準用する。	7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級	88万円 52万円 40万円 30万円 22万円 15万円 10万円 6万円
3 入院共済金	<p>学校等の管理下において被った傷害により、その治療のために5日以上入院をしたとき</p> <p>ただし、スポーツ振興センターが医療給付決定を行った場合及び生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯に属する被共済者であって、スポーツ振興センターが医療給付の対象としない者(以下「要保護児童生徒」という。)については互助会が5日以上入院があったことを認めた場合に限る。</p> <p>共済金の支払は、当該傷害の治療のための入院があった日を対象とし、傷害を被った日から10年を限度とする。</p>	入院1日につき	1,300円
4 通院共済金	<p>学校等の管理下において被った傷害により、その治療のために7日以上通院をしたとき</p> <p>ただし、スポーツ振興センターが医療給付決定を行った場合及び要保護児童生徒については互助会が7日以上通院があったことを認めた場合に限る。</p> <p>共済金の支払は、当該傷害の治療のための通院があった日を対象とし、傷害を被った日から10年を限度とする。</p>	通院1日につき	500円
5 供花料	<p>学校等の管理下において被った傷害により、死亡したとき</p> <p>ただし、スポーツ振興センターが損害賠償金を受けたこと等を理由として死亡見舞金の支給が行われないもの等について、供花料の給付決定を行った場合に限る。</p>		10万円

2 次の事由に該当する場合の共済金額は、前項の表に掲げる額の2分の1とする。

- (1) 通常の経路及び方法による通学又は通園中に被った傷害により死亡したとき又は後遺障害が生じたとき
- (2) 住居と授業若しくは課外指導が行われる学校等以外の場所(当該場所以外の場所におい

- て集合し又は解散するときはその場所を含む。)又は住居と寄宿舎との間を合理的な経路及び方法により移動する場合に被った傷害により死亡したとき又は後遺障害が生じたとき
- (3) 急性心機能不全、急性心不全又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血等の突然死で、その顕著な徴候が、学校等の管理下で発生したものによるとき
- (学校等の管理下)

第4条 学校等の管理下とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年8月8日政令第369号)第5条第2項及び附則第5条第4項並びにセンター省令第26条に規定する場合とする。

(共済期間の制限)

- 第5条 共済期間は、4月1日より当該年度末までの一年とする。ただし、期間途中で加入した者については、加入日より当該年度末までとする。
- 2 事業年度途中で共済契約を締結した場合の当該学校等の共済期間は、共済契約締結日から当該年度末までとする。
- 3 共済掛金が互助会が指定する日までに納入されないときの共済期間の始期は、前2項に係わらず共済掛金納入日の翌日とする。

(共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者の権限等)

第6条 互助会は共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

- 2 前項の規定により互助会が委託する業務は、以下のものとする。
- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 共済掛金の收受又は返還
- (3) 共済掛金領収書の発行及び交付
- (4) 共済契約の締結に必要な事項の調査
- (5) その他共済契約に関する業務
- 3 互助会が必要と認めるときは、前項各号に掲げた権限に制限を加えることができる。

(共済契約締結の手續及び共済掛金の收受に関する事項)

第7条 共済契約を締結しようとする学校等は、所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、互助会に申込むものとする。また、互助会は当該申込書を審査の上、引受の可否を決定する。

なお、共済契約申込書により申込ができる学校等は、当該学校等の設置者がスポーツ振興センターとの間で災害共済給付契約を締結している場合(当該契約の締結に至ることが確実である場合を含む。)に限るものとする。

- 2 前項に規定する申込を事業年度開始前に行い共済契約を締結した共済契約者は、被共済者名簿を互助会に提出するとともに、共済掛金を各年度の4月1日から5月末日までの間に、互助会が指定する金融機関に振り込むものとする。ただし、共済契約者である学校等に在籍

する児童生徒等全員（長期休学者を除く。以下同じ。）が被共済者となる場合、被共済者名簿の提出を省略できるものとする。

- 3 事業年度途中に共済契約を締結した共済契約者は、被共済者名簿を互助会に提出するとともに被共済者に係る共済掛金を互助会が指定する期限までに互助会が指定する金融機関に振り込むものとする。ただし、共済契約者である学校等に在籍する児童生徒等全員が被共済者となる場合、被共済者名簿の提出を省略できるものとする。
- 4 前2項に規定する被共済者名簿の提出時に、第12条第2項に規定する認定の申請が行われ、当該申請に対する教育委員会の決定が行われていない被共済者については、当該事情と共済掛金は当該申請に係る決定が行われた後に納入することを記した書面の提出があるときは、前2項の規定にかかわらず、当該被共済者に係る共済掛金の納入期限は互助会が指定する日とする。
- 5 前項の規定は、期間途中で被共済者となった者の場合に準用する。この場合に、「前2項に規定する被共済者名簿」を「転入届」と、「前2項の」を「第2項及び第3項の」と読み替えるものとする。
- 6 互助会は、共済契約者より第2項から第4項までに規定する共済掛金を受領したときは、これに対して、互助会所定の共済掛金受領書及び共済証書を交付する。ただし、共済契約者と合意した場合は交付しないことができるものとする。

（共済証書の記載事項）

第8条 共済証書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 互助会の名称
- (2) 学校等の名称及び共済契約者名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 補償対象となる災害
- (5) 共済期間の始期及び終期
- (6) 共済金額に関する事項
- (7) 契約締結日
- (8) 共済証書作成日

2 前項の共済証書には、互助会の代表者が署名し、又は記名押印する。

（共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類）

第9条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者氏名及び住所
- (2) 互助会の名称
- (3) 加入者の見込み数及び収受する共済掛金の見込み額
- (4) 申込書の作成日

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

3 第1項の共済契約申込書には、互助会が必要と認めた書類を添付するものとする。

(被共済者の異動)

第10条 共済契約者は、第7条に定める共済掛金の振込後に被共済者を追加する場合又は被共済者の転入があった場合は、転入届を互助会に提出するとともに、新たに被共済者になる者に係る共済掛金を互助会に納入するものとする。

2 共済契約者は、被共済者を脱退させる場合又は被共済者の転出があった場合は、転出届を互助会に提出するものとする。

3 被共済者が被共済者でなくなった場合の共済金の請求手続き等については、共済約款に規定する。

4 共済契約締結後の共済契約の解除については、共済約款に規定する。

(共済契約者名簿及び被共済者名簿)

第11条 互助会は、共済契約者の名称を記載した共済契約者名簿及び加入者の氏名等を記載した被共済者名簿を備え付けるものとする。ただし、被共済者名簿にあっては、その提出を省略しているときは除くものとする。

(共済掛金の設定)

第12条 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。

2 互助会は、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（特別支援学校の中学部を含む。）及び義務教育学校に在籍する被共済者の保護者が経済的理由により共済掛金の納入が困難と認められ、当該被共済者を生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮している者と学校の所在地の教育委員会が認定した場合は、共済約款の規定により、共済掛金の減免措置を行うことができるものとする。

(共済金の支払)

第13条 共済金の支払に関する事項については、共済約款の規定による。

(共済掛金の返還)

第14条 共済掛金の返還については、共済約款の規定による。

(共済金額の変更)

第15条 共済金額の変更は共済約款の規定による。

附 則

この事業方法書は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この事業方法書は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この事業方法書は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この事業方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この事業方法書は、平成28年4月1日から施行する。ただし、共済契約に係る規定は平成28年度の共済事業に係る共済契約から適用する。

附 則

この事業方法書は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この事業方法書は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この事業方法書は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この事業方法書は、令和4年4月6日から施行する。